

益子町指定地域密着型サービス事業所の指定に係る同意及び他市町村からの転入者の利用に係る条件の基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市町村長の同意（以下「同意」という。）及び他市町村からの転入者に係る利用の条件についての基本的な方針を定め、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(同意をする基準)

第2条 他市町村長から、町内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「町内指定地域密着型事業所」という。）の指定に係る同意については、原則として行わないものとする。ただし、町長が同意することが適当であると認めたときは、この限りではない。

(同意を求める基準)

第3条 法第9条により益子町被保険者が町外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「町外指定地域密着型事業所」という。）の利用を希望するときは、町長は、益子町被保険者の申出に基づき、利用を希望する町外指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、町外指定地域密着型事業所の所在する市町村長に対し、指定に係る同意を求めることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、同意を求めないことができる。

(1) 町内指定地域密着型事業所の定員に空きがあるとき。

(2) その他町長が、同意を求めないことが適切であると認めたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定は、法第13条に定める住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者については、適用しない。

(他市町村からの転入における条件)

第4条 他市町村から転入し、町内の認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の利用を希望する者は、転入後3か月を経過した者でなければならない。ただし、町内にその者を介護する家族、親族等若しくは後見人がいる場合又は虐待等による理由の場合はこの限りではない。

(益子町地域密着型サービス運営委員会への協議)

第5条 益子町地域密着型サービス運営委員会設置要綱第2条第1項第1号に規定する地域密着型サービスの指定に係る益子町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）への協議は省略する。ただし、本方針に基づいて処理した結果を、委員会に報告しなければならない。

附 則

この基本方針は、平成30年10月1日から適用する。